

吹田市留守家庭児童育成室入室申請基準の見直しに係る骨子案

1 見直しの理由

本市の留守家庭児童育成室(以下「育成室」という。)における入室希望児童数の急激な増加の一因として、育成室の入室申請基準の一つである保育の必要な総時間が、保育園等の基準より低いことが挙げられます。このため、より保育を必要とされる方に健全育成の場を確保することを目的として、育成室の入室申請基準を見直しするものです。

2 見直し内容

入室申請基準の就労（内職）・就学の申請基準を、1月あたり月曜日から金曜日の間で16日以上あり、かつ就労(就学)時間が1日4時間以上とし、保育園等の入室申込みに準じた基準に見直します。

3 見直し後の入室申請基準の適用

令和9年度(2027年)入室申請から適用します。